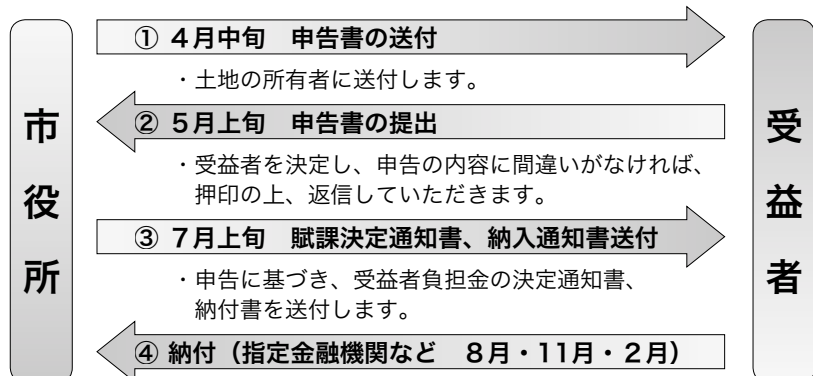


美しいあなを求めて 下水道

平成23年度から受益者負担金の徴収が始まります。



～平成23年度受益者負担金を納めていただくまでの流れ～



※申告書の提出がないときは、市が受益者を認定し賦課することになります。

○対象となる土地
現在進めている公共下水道事業区域である富岡地区の一部、JR牟岐線から西側一帯のすべての土地（宅地・田・畑など）が対象となりますが、徴収猶予制度

○受益者負担金とは
下水道が整備されると快適で住みよい生活環境が生まれ、その土地の利用価値も増大します。
しかし、こうした恩恵を受けられるのは、道路や公園のような一般の公共施設とは違って、下水道整備区域内に土地を有する特定の人々に限られます。
そこで都市計画法第75条に基づいて、下水道整備によって恩恵を受ける方々に建設費の一部を負担していただくのが「受益者負担金」です。

○受益者負担金の額
土地の面積1㎡あたりにつき700円です。受益者負担金は、その土地に対して、一度限り賦課されるものです。
(例) 土地165㎡(約50坪)の場合
165㎡×700円＝115,500円

○納付方法
「分割納付」か「一括納付」を選んでいただきます。

○納めていただく方
下水道が整備された区域内に土地を所有している方、または地上権などの権利を有している方が受益者となります。(下図参照)

2年間延期しております。受益者負担金徴収を、平成23年度から開始します。
平成23年4月からの公共下水道の使用開始に向け、受益者負担金制度へのご理解とご協力をお願いします。

や減免措置もあります。

問い合わせは 下水道課 (☎22-1796) へ

全9期分または年3期分を一括で納付

一括納付

3年分割（年3期）の9回に分けて納付

分割納付

「一括納付」か「分割納付」を選んでいただきます。

「分割納付」か「一括納付」を選んでいただきます。

受益者の例（あくまでも原則的な例です。）

※土地所有者と家屋所有者が違う場合（③、④、⑥）は、前もって相互で話し合っておいて下さい。

自分の土地に自分の家を所有し、そこに住んでいる場合

- 居住者—A
- 家屋所有者—A
- 土地所有者—A
- 受益者—A



借家・アパート・間借り等

- 居住者—B
- 家屋所有者—A
- 土地所有者—A
- 受益者—A



借地の上に、自分の家を建てて住んでいる場合

- 居住者—B
- 家屋所有者—B
- 土地所有者—A
- 受益者—B



借地に、アパートを建てている場合

- 居住者—C
- 家屋所有者—B
- 土地所有者—A
- 受益者—B



空き地・農地・山林・雑種地等

- 土地所有者—A
- 受益者—A



借地を使用している場合（駐車場、資材置場等）

- 土地賃借人—B
- 土地所有者—A
- 受益者—A

